

申告・記帳・決算  
新規開業・法人設立  
労働保険・一人親方  
税金相談・法律相談  
《相談は大宮民商へ》

# 大宮民商 News

大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262  
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162 営業時間:9～17時  
休み:土日祝 WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>  
ホームページ



2023年  
(令和5年)  
9月11日  
第1218号

## 有給休暇 年5日取得させないと事業主に罰則

全ての事業所は従業員\*に対して年5日の年次有給休暇を取得させる義務があり、違反した事業所には対象となる従業員一人につき30万円以下の罰金または6か月以下の懲役が科されます。\*年次有給休暇が10日以上付与される従業員

従業員に年次有給休暇が付与される要件は2つ。

- ①雇入れの日から6か月経過していること
- ②その期間の全労働日の8割以上出勤したこと。

一般的な通常の勤務状況であれば、ほとんどの従業員が該当します(右表参照)。パートやアルバイトにも与えられます(下表参照)。



一般従業員 (所定労働日数週5日以上)の 年次有給休暇 付与日数	
雇入れの日から 起算した勤続期間	付与される 休暇の日数
6か月	10労働日
1年6か月	11労働日
2年6か月	12労働日
3年6か月	14労働日
4年6か月	16労働日
5年6か月	18労働日
6年6か月以上	20労働日

パート・アルバイトなど所定労働日数が少ない労働者に対する年次有給休暇の日数は、所定労働日数に応じて比例付与されます。比例付与の対象となるのは、所定労働時間が週30時間未満で、かつ、週所定労働日数が4日以下または年間の所定労働日数が216日以下の労働者です。

週の所定労働日数	1年間の 所定労働日数	付与 日数	継続勤務年数						
			6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
4日	169日～216日	付与 日数	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日		5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日		3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日		1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

年次有給休暇は、その時季に年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合には、年次有給休暇の時季を変更することが出来ますが、それ以外の場合は労働者が指定した月日に年次有給休暇を与える必要があります。また労働者は有給休暇の取得の理由を応える義務はありません。

「年5日の年次有給休暇の確実な取得」についての詳細は厚労省ホームページでご確認ください。

《予定表》  
9/11(木) 弁護士による無料法律相談(要予約) 13:00～  
9/14(木) 全国中小業者決起集会(砂防会館)

## 参加者募集中 9.14 全国中小業者決起集会

日時: 9/14(木) 13時～(集合は10時半に大宮駅 豆の木前)

会場: 砂防会館 東京都千代田区平河町 2-7-4  
地下鉄永田町駅(有楽町線・半蔵門線・南北線) 4番出口 徒歩1分

参加者には行動費5,000円+規定の交通費を支給します。参加申込は大宮民商までご連絡ください。



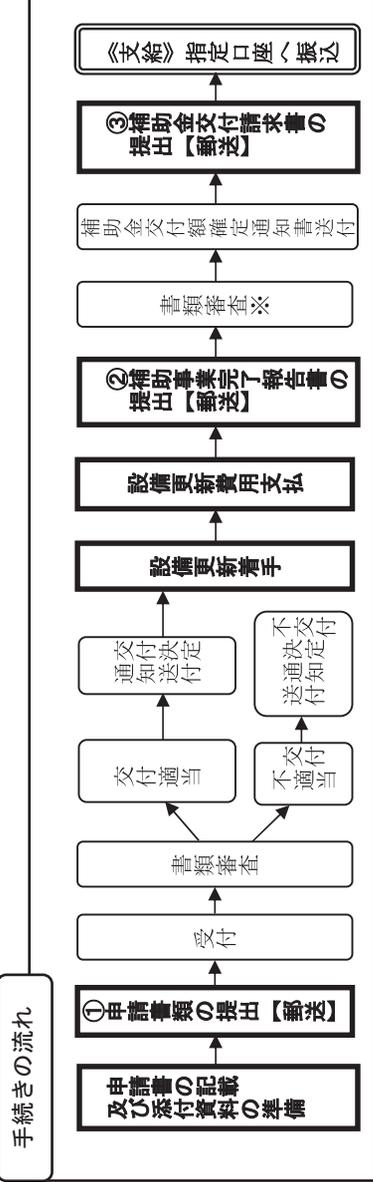
☆班集金・個別集金ともに15日集金へのご協力をお願いします。☆相談・来所時は事前に電話予約してください。

《世相》「STOP! インボイス」のオンライン署名36万人分が9月4日、財務省、国税庁、公正取引委員会に提出された。直近1ヶ月で15万人が賛同した。

# さいたま市 エネルギー価格・物価高騰等対策 補助金のご案内

既存設備をエネルギーコストの削減に資する設備へ更新を行なう、市内に拠点を有する中小企業・個人事業主に対する補助金制度です。

**申請期間：令和5年8月30日（水）から同年10月6日（金）まで【当日消印有効】**



※疑義が生じた場合は、現地調査等を行う場合があります

## 対象者

市内に事業所を有し、1年以上の事業継続実績を有する中小企業者及び個人事業主

※中小企業者：中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

〔株式会社（旧有限会社を含む）、合名会社（土業法人を含む）、合資会社、合同会社、特例有限会社〕

<主な対象外> 反社会勢力・性風俗関連特殊営業・宗教活動又は政治活動を目的とするもの・宗教法人・医療法人・等

## 補助金額

(1) 補助率：補助対象経費の総額の3分の2以内（千円未満切捨て）

(2) 補助上限：500万円 ※補助申請は1事業者あたり1回限り

## 補助対象経費

経費区分	内容
設備費	更新に不可欠な設備等※1の購入に要する経費
工事費	更新に不可欠な工事に要する経費

※1 補助対象設備及び補助対象設備を稼働させるために必要な範囲の設備

○撤去費、廃棄処分費、フロンガス回収費、リサイクル費、消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まれません

## 補助対象事業

市内に所在する事業所への対象設備の更新に係る事業であって、次の条件をすべて満たすもの

(1) 対象設備  
固定費削減効果を耐用年数期間にわたって享受していくため、メーカーにおける現行販売製品を対象とします（中古品を含む）

種別	基準
①LED照明機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の蛍光灯式、水銀灯式又は、白熱灯式照明器具を更新するもの</li> <li>※照明器具のみの交換等、工事施工費用を伴わない場合は対象外とします</li> <li>・固有エネルギー消費効率が85ルーメン/ワット以上であり、LEDモジュール寿命が40,000時間以上あること</li> </ul>
②高効率空調設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10年以上前に製造された既存設備を更新するもの（更新する設備は、更新する前の設備と同等の仕様のもの）</li> </ul>
③業務用冷蔵庫等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トップランナー基準を達成※1するもの、経済産業省が実施する「省エネルギー投資促進支援事業費補助金（C）指定設備導入事業」（令和4年度補正予算）※2において補助対象設備として登録・公表されているもの、又は、消費電力が既存設備と比較し15%以上の省エネ改善効果が期待できるもの</li> </ul>
④高性能ボイラ	
⑤業務用給湯器	
⑥産業ヒートポンプ	
⑦産業用モーター	
⑧変圧器	
⑨業務用厨房機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10年以上前に製造された既存設備を更新するもの（更新する設備は、更新する前の設備と同等の仕様のもの）</li> <li>・既存の高効率ではない業務用厨房機器を高効率業務用厨房機器※3、又は、トップランナー基準※1を達成するものへ更新するもの</li> </ul>

※1 省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）に基づいて定められた令和5年8月30日時点で有効の省エネ性能の目標基準の達成率100%以上を達成するもの

※2 補助対象設備は <https://siji.or.jp/shitei/04r/search/> より確認可能

※3 3内炎式バーナー又は火炎角度を内向きにした低輻射バーナーを搭載したもの、又は、低輻射型ガス厨房機器（燃焼式の厨房機器のうち、空気を加熱するものに限る。）、又は、電磁誘導加熱方式によるもの

## (2) 注意事項

○補助金の交付決定後に工事に着手するとともに、令和6年1月31日（水）までに補助事業を完了し、かつ

「補助事業完了報告書」を提出できること

○現に専ら事業の用のみに供する設備であること ※居住スペース等へ効果が波及する設備・工事は対象となりません

その他詳細はさいたま市のホームページ・補助金交付要綱を参照してください。

## 申請方法

郵送による申請 ※追跡記録が可能な郵送方法をお勧めします

※書類に不備等がある場合（記入不備を含む）は、全ての書類が揃うまで受付とはなりません

※補助金の予算額に達し次第、受付を終了します（情報は適宜ホームページでお知らせします）

<https://www.city.saitama.jp/005/001/002/p098530.html>

(1) 申請書の配布方法 各区役所での窓口配布もしくは市ホームページからダウンロード  
市のホームページ

【検索方法】 トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 助成金・補助金 >

「さいたま市エネルギー価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金」について

(2) 添付書類

①様式第1号「さいたま市エネルギー価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金交付申請書」

②添付書類（詳細は「添付書類チェックリスト」をご参照ください）

本人確認書類及び、申請者を証する書類（法人のみ）、継続して1年以上の事業実績を証する書類、

市内の事業所を証する書類、設備に係る書類、誓約と承諾に係る書類

補助事業完了後、「補助事業完了報告書」に必要事項を記入し、添付書類と合わせて補助事業完了後30日以内もしくは令和6年1月31日のいずれか早い日までに郵送により提出してください。

添付書類：設備、工事の納品、工事完了明細書等・支払いを証明する書類・設備のカタログ等・設置の写真等

その他詳細はさいたま市のホームページ・補助金交付要綱を参照してください。

<問い合わせ先>

さいたま市エネルギー価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金コールセンター

電話番号 048-829-1408（平日8:30～17:30）

